

令和6年度 山形地方最低賃金審議会

## 第1回

# 山形県最低賃金専門部会

期 日 令和6年7月29日（月）  
第2回山形地方最低賃金審議会終了後  
場 所 山形労働局 大会議室

## 会 議 次 第

- 1 開会
- 2 山形労働局労働基準部長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 部会長、部会長代理の選出について
  - (2) 山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について
  - (3) 審議日程について
  - (4) 山形県最低賃金の改正決定について
  - (5) その他
- 4 その他
- 5 閉会

# 資料目次

I	審議会運営及び日程関係	
1	令和6年度山形地方最低賃金審議会山形県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程	2
3	令和6年度山形県最低賃金専門部会開催日程について(案)	4
II	山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表【基礎調査結果抜粋】	5

令和6年7月29日

令和6年度山形地方最低賃金審議会  
山形県最低賃金専門部会委員名簿

## (公益代表委員)

コーエンズ久美子 山形大学人文社会科学部教授

本間佳子 弁護士

村山永 弁護士

## (労働者側委員)

石川正樹 日本労働組合総連合会山形県連合会副事務局長

柿崎隆英 山形航空電子労働組合執行委員長

西部政行 日本郵政グループ労働組合山形連絡協議会議長

## (使用者側委員)

大沼拓雄 株式会社ハッピージャパン取締役

木村和浩 山形商工会議所専務理事

丹哲人 一般社団法人山形県経営者協会専務理事

(注) 掲載順は、五十音順である。

## 山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 山形地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）並びに山形地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山形労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により山形労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山形労働局長に通知するものとする。

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときには、あらかじめ部会長に適切な方法で通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聞くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、山形地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

#### 附 則

第1条 この規程は、令和3年7月20日から施行する。

(案)

令和6年度 山形県最低賃金専門部会開催日程について

【公開】	第1回	7月29日(月)	第2回山形地方最低賃金 審議会終了後
【非公開】	第2回	7月31日(水)	午後1時30分
【非公開】	第3回	8月5日(月)	午前10時
【非公開】	第4回	8月7日(水)	午後1時30分
【非公開】	第5回	8月9日(金)	午前10時
【非公開】	第6回	8月20日(火)	午後3時

※ 部会長報告、答申  
8月21日(水) 午後3時 第3回山形地方最低賃金審議会

## 3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表（引上げ額0-50円）

現行時間額	900円		(調査母集団 173,283人 )		
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
900円	0円	0.00%	1.87%	3,245人	※=未満率
901円	1円	0.11%	11.31%	19,601人	
902円	2円	0.22%	11.34%	19,654人	
903円	3円	0.33%	11.48%	19,899人	
904円	4円	0.44%	11.56%	20,040人	
905円	5円	0.56%	11.64%	20,163人	
906円	6円	0.67%	12.05%	20,882人	
907円	7円	0.78%	12.11%	20,978人	
908円	8円	0.89%	12.14%	21,041人	
909円	9円	1.00%	12.17%	21,085人	
910円	10円	1.11%	12.20%	21,140人	
911円	11円	1.22%	13.61%	23,577人	
912円	12円	1.33%	13.67%	23,679人	
913円	13円	1.44%	13.70%	23,739人	
914円	14円	1.56%	13.77%	23,856人	
915円	15円	1.67%	13.94%	24,159人	
916円	16円	1.78%	14.10%	24,429人	
917円	17円	1.89%	14.19%	24,594人	
918円	18円	2.00%	14.23%	24,663人	
919円	19円	2.11%	14.34%	24,854人	
920円	20円	2.22%	14.38%	24,910人	
921円	21円	2.33%	16.07%	27,850人	
922円	22円	2.44%	16.14%	27,961人	
923円	23円	2.56%	16.42%	28,449人	
924円	24円	2.67%	16.47%	28,543人	
925円	25円	2.78%	16.51%	28,601人	
926円	26円	2.89%	16.64%	28,830人	
927円	27円	3.00%	16.76%	29,036人	
928円	28円	3.11%	16.82%	29,141人	
929円	29円	3.22%	16.94%	29,360人	
930円	30円	3.33%	16.96%	29,394人	
931円	31円	3.44%	18.48%	32,027人	
932円	32円	3.56%	18.62%	32,269人	
933円	33円	3.67%	18.77%	32,525人	
934円	34円	3.78%	18.80%	32,571人	
935円	35円	3.89%	19.03%	32,976人	
936円	36円	4.00%	19.07%	33,050人	
937円	37円	4.11%	19.09%	33,076人	
938円	38円	4.22%	19.36%	33,544人	
939円	39円	4.33%	19.54%	33,868人	
940円	40円	4.44%	19.61%	33,975人	
941円	41円	4.56%	20.14%	34,899人	
942円	42円	4.67%	20.23%	35,060人	
943円	43円	4.78%	20.40%	35,352人	
944円	44円	4.89%	20.61%	35,708人	
945円	45円	5.00%	20.66%	35,799人	
946円	46円	5.11%	20.71%	35,889人	
947円	47円	5.22%	20.74%	35,935人	
948円	48円	5.33%	20.87%	36,162人	
949円	49円	5.44%	20.98%	36,358人	
950円	50円	5.56%	21.05%	36,478人	

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和6年）」

### 3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表（引上げ額51-100円）

現行時間額	900円		(調査母集団 173,283人 )		
改正時間額	引上げ額	引上げ率	影響率	影響者数	備考
951円	51円	5.67%	23.74%	41,141人	
952円	52円	5.78%	23.77%	41,187人	
953円	53円	5.89%	23.96%	41,518人	
954円	54円	6.00%	24.00%	41,592人	
955円	55円	6.11%	24.01%	41,598人	
956円	56円	6.22%	24.13%	41,819人	
957円	57円	6.33%	24.17%	41,877人	
958円	58円	6.44%	24.23%	41,980人	
959円	59円	6.56%	24.27%	42,062人	
960円	60円	6.67%	24.28%	42,065人	
961円	61円	6.78%	24.74%	42,873人	
962円	62円	6.89%	24.92%	43,176人	
963円	63円	7.00%	25.00%	43,326人	
964円	64円	7.11%	25.09%	43,472人	
965円	65円	7.22%	25.12%	43,531人	
966円	66円	7.33%	25.34%	43,916人	
967円	67円	7.44%	25.36%	43,950人	
968円	68円	7.56%	25.47%	44,142人	
969円	69円	7.67%	25.50%	44,183人	
970円	70円	7.78%	25.55%	44,278人	
971円	71円	7.89%	26.23%	45,456人	
972円	72円	8.00%	26.40%	45,754人	
973円	73円	8.11%	26.51%	45,937人	
974円	74円	8.22%	26.72%	46,308人	
975円	75円	8.33%	26.73%	46,318人	
976円	76円	8.44%	26.90%	46,619人	
977円	77円	8.56%	26.91%	46,638人	
978円	78円	8.67%	26.97%	46,736人	
979円	79円	8.78%	27.01%	46,808人	
980円	80円	8.89%	27.07%	46,905人	
981円	81円	9.00%	27.87%	48,297人	
982円	82円	9.11%	27.92%	48,375人	
983円	83円	9.22%	28.07%	48,639人	
984円	84円	9.33%	28.13%	48,743人	
985円	85円	9.44%	28.16%	48,795人	
986円	86円	9.56%	28.23%	48,925人	
987円	87円	9.67%	28.27%	48,979人	
988円	88円	9.78%	28.30%	49,042人	
989円	89円	9.89%	28.38%	49,176人	
990円	90円	10.00%	28.43%	49,261人	
991円	91円	10.11%	28.67%	49,685人	
992円	92円	10.22%	28.72%	49,764人	
993円	93円	10.33%	28.76%	49,834人	
994円	94円	10.44%	28.83%	49,955人	
995円	95円	10.56%	28.88%	50,048人	
996円	96円	10.67%	28.94%	50,149人	
997円	97円	10.78%	28.96%	50,188人	
998円	98円	10.89%	28.97%	50,205人	
999円	99円	11.00%	29.01%	50,278人	
1000円	100円	11.11%	29.04%	50,316人	

資料出所：山形労働局「最低賃金に関する基礎調査（令和6年）」



# 最低賃金改正金額の提示状況

【最賃件名 : 山形県最低賃金】

現行最賃額

時間額

900 円

(引上げ額の目安 : 50 円 )

項 目		労側提示の時間額		使側提示の時間額	
1 回 目	提示日				
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
2 回 目	提示日				
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
3 回 目	提示日				
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
4 回 目	提示日				
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
5 回 目	提示日				
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
6 回 目	提示日				
	改正金額		円		円
	引上げ額		円		円
	引上げ率		%		%
決 定		改正金額	円	引上げ額	円
	時間額				引上げ率 %

※引上げ率について、小数点第三位以下四捨五入

# 最低賃金改正金額の提示状況

【最賃件名 : 山形県最低賃金】

現行最賃額  
時間額

900 円

(引上げ額の目安 : 50 円 )

項 目		労側提示の時間額		使側提示の時間額	
7 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
8 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
9 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
10 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
11 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
12 回 目	提示日	月 日		月 日	
	改正金額	円		円	
	引上げ額	円		円	
	引上げ率	%		%	
決 定		改正金額		引上げ額	
	時間額	円		円	
				引上げ率	
				%	

※引上げ率について、小数点第三位以下四捨五入